

令和4年第4回東近江市教育委員会（定例会）会議録

日 時 令和4年4月26日（火） 午前10時15分 開会

場 所 市役所 東庁舎 東D会議室

出席者

教育長	藤田 善久	教育長職務代理者	篠原 玲子
教育委員	沖田 行司	教育委員	山本 一博
教育委員	青地 弘子	教育部長	大辻 利幸
こども未来部長	坂田 耕	教育部理事	沢田 美亮
管理監(教育総務担当)	中西 美智代	管理監(学校教育担当)	栗田 一路
管理監(校務支援担当)	久田 三智子	管理監(幼児担当)	坂田 紀代子
生涯学習課長	中西 恵美子	学校給食センター所長	河合 菊男
八日市図書館長	松野 勝治	教育研究所長	宮居 伝
幼児課長	増井 章恵	こども政策課長	小椋 学
こども政策課長補佐	小林 忠司	事務局(教育総務課長補佐)	池元 貴之

以上20名

開会

教育長

おはようございます。ただ今から、令和4年第4回教育委員会定例会を始めさせていただきます。このメンバーでの初めての教育委員会定例会でございます。1年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、会議録の承認について、第3回定例会、第1回から第3回臨時会のそれぞれの会議録について、あらかじめ事務局から配付し御確認いただいていると思います。会議録の内容について、御異議はございませんか。

各委員

(異議なし)

教育長

それでは、第3回定例会及び第1回から第3回臨時会の会議録は承認いただきましたので、後ほど、それぞれの会議録署名人に署名をいただきます。

なお、今回の第4回定例会の会議録署名委員は、「沖田委員」と「山本委員」にお願いさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、次第に従い進めさせていただきます。1の報告としまして、始めに私から教育長報告をさせていただきます。

4月11日の小、中学校の入学式に御臨席いただきました教育委員の皆様、管理職の皆さんありがとうございました。心配しておりました新入生の出席状況ですが、新型コロナウイルス感染症に関係しての欠席者数は、比較的少なかったかと感じています。オミクロン株については、重症化リスクは低いとされ、医療機関でも積極的なPCR検査は行われなくなっています。今後私たちは、子どもたちの学びを止めないこと、保護者への影響を最小限にと

どめることを念頭におきながら、感染者数の動向をしっかりと掴み、適切に対応したいと考えていますのでよろしくお願いします。

12日に県庁にて、滋賀県教育行政重点施策説明会が各市町の教育長、教育委員を集め開催され青地委員、山本委員に御出席いただきました。ありがとうございました。都合により御出席いただけなかった委員さんもおられますので、内容について簡単に報告いたします。まず、福永教育長2期目のスタートということでしたので、どういったことを話されるのかと期待しながら聞かせていただきましたが、特に教育長自身が思い入れを込めたお話というのは無かったように感じ、少し残念でした。

重点施策として担当から説明があったのが、「読み解く力」の普及・定着を図るとともに、一人一台端末等ICTの効果的な活用による「個別最適な学び」の推進。多様で柔軟な学びの場の整備ということで特別支援学校と居住地の小学校双方に学籍を置く副籍制度を創設し、インクルーシブ教育システムの構築。教職員の休みやすい職場環境づくりを進め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフなど多様な人たちが学校に関わり、また教科担任制度導入やICT機器活用による働き方改革の推進。困難な家庭環境、外国人児童生徒の言葉・文化等への対応、経済的貧困、ヤングケアラー、不登校児童生徒など困難な環境にある子どもたちの学びへの支援、あと図書館を生かしたまちづくりとして、外国にルーツを持つ人たちへの母国語資料の提供、読書バリアフリーのための環境整備などの紹介がありました。

私は、3点質問をしました。一つは特別支援学校在籍者数の割合が全国に比して高いことを課題として挙げていたこと。全国0.83%、県1.04%、確かに高いのですが、0.21%の差は、正直誤差の範囲ではないかと感じたので、特別支援学級在籍者数の割合を質問しました。

そうすると、全国3.40%、県4.17%、率にしますと同じぐらいの差となっていますが、県としては在籍者数の割合は高いかなという回答がありました。今年度から、特別支援学級への加配の支援員を配置する基準が従来の7人以上から6人以上とされたことで、ずいぶんと有効な措置が取られるようになったと思います。

次に、産休補充の先読み加配拡大が挙げられていたので、こういった制度か尋ねたところ、年度当初5月中までに産前休暇に入る場合、4月当初から加配の配置を行っていくということでした。2学期のスタート、3学期のスタートでもこのような制度があると助かるので検討いただくよう申し出ておきました。

最後に、課題としてヤングケアラーの顕在化ということが挙げられていましたので、定義を明確にし、客観的な判断で課題のある児童生徒を特定し、支援に結び付けられるようにしてもらいたいと要望しておきました。その後、「学校におけるタブレット端末の効果的な活用と学びの質的な向上」と題し、放送大学の中川教授の講演がありましたので、気になった言葉だけいくつか紹介します。現状の課題として、「教え込む」から「学びとる」へ。「みんなと同じことが出来る」「言われたことを言われたとおりに出来る」といった、上質で均質な人物の育成が学校教育に求められてきたことから、「正解の暗記」に比重が置かれ、「自ら課題を見つけ、他者と協働し、自ら考え抜く学び」が十分なされてこなかった。日本は、学校の授業でのデジタル機器の利用時間は短い、学校以外では多様な用途にデジタル機器を利用している。これからの学びに、ICTは必須アイテムであり、鉛筆やノートなど文房具と同様に不可欠なもの。文房具のように意識せずを使うように慣れることが必要。また、アナ

教育長

ログとＩＣＴいずれを利用すべきか、意識した選択が必要。タブレットを一斉に出して、また一斉にしまうのではなく、使用についての選択は子どもたちに委ねられる時代が来る。

「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう「協働的な学び」を充実させ、異なる考え方が組み合わさり、よりよい学びを生み出していくようにすることが大切。ＧＩＧＡスクール構想については、これまでの授業方法、教科書の位置づけ、教師の役割など、今までの当たり前を疑ってみることが大切である。

その他にもたくさん大切な話がありましたが、正直ついていけなかったです。

４月の校長会議の研修で、以前本市で校長をされていた上野芳樹先生に読み優先の漢字学習について話していただきました。漢字を文字として覚えるのではなく、文として学ぶと理解しやすいと話されていました。

私は漢字が苦手でしたので、先生がおっしゃることがとてもよく理解できました。

教育長になって驚いたことの一つに小学校の教科書が読みづらいという事でした。教科書が習った漢字だけが漢字表記で、習っていない部分はひらがなで書かれているということが、全く理解できませんでしたし、文章としてとても読みづらく、意味も理解できません。全て漢字表記としてルビをふるようにすべきとかねがね思っていたので、上野先生の指摘はもっともな話だと感じました。私は、全ての学校で取り組んでもらいたい学習方法だと感じました。

さて、北海道、知床の沖では観光船が沈没し、11名の死亡が確認され、15名についての安否がいまだに不明という事で、懸命の捜索が続けられています。一方、大陸の向こうからは、ロシアがウクライナに侵攻したというニュースが毎日のように伝えられます。予期せぬことが起こります。昨日はＪＲ西日本の福知山線脱線事故から17年ということであり、3年ぶりの慰霊式が行われたとのことです。乗客の安全より利益を優先した経営方針があったのかとも感じますし、コロナ禍での観光業の経営悪化がその方針に拍車をかけたとも捉えられますが、いずれにしても大変痛ましい事故の発生です。捜索の進捗と原因究明、再発防止策の徹底による安全確保が進むことを願います。以上、本日の私からの報告です。次に教育部長から報告をお願いします。

教育部長

皆さん、おはようございます。教育部長の大辻です。

４月１日付の人事異動により、教育部も新体制でスタートし、一月近くが経ちました。改めまして今年度もよろしくお願いいたします。

私からは１点、今年度の重点課題でもあります能登川地域の通学区域再編について御報告いたします。

昨年の１１月に通学区域審議会を設置し、これまでに４回の審議会と関係自治会への説明会を開催し、半年が経ちました。先日４月２０日に開催しました第４回目の審議会では、本日御手元に追加でお配りしている東近江市立学校通学区域審議会、右肩に資料１と書かれた資料を配布し、教育長からこれまでの審議経過と地元からの意見に対する市の考え方を整理して御報告いただきました。

市の基本的な考え方は、諮問した時から大きく変わるものではありませんが、地元や審議会委員からの意見を聞く中で、一番の心配事は異動対象となる地区の子どもたちの転校に伴う心的な負担が挙がっています。このことについては、子どもの心の問題で計り知れない部分ではありますが、児童一人一人、その受け止め方も違うと思いますし、転校してもすぐに

教育部長

違った環境に馴染める子、またそうでない子と様々だと思います。大変難しい問題ではありますが、より慎重に丁寧な対応が求められるものと思っております。

このようなことも踏まえて諮問の際には校区変更の実施を令和6年度から全学年一斉に変わることを前提としていましたが、児童数の推移を見ながらではありますが、第1学年から順次転校するなど弾力的な運用も必要かと考えています。

また、諮問案の妥当性について、疑問を持っておられる自治会もあり、南小の増築や新しく市街化区域に編入された地域の校区変更で問題解決できないかとの御意見もいただいています。

他にも数多くの課題もありますが、地元自治会や保護者と協議を重ねながら、本諮問案の妥当性を御理解いただくとともに、異動に伴う児童や保護者の負担が極力少なくなるよう検討してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールとしては、現在各校のPTA総会等に出向いて全保護者への説明会を行っております。同時に関係自治会との協議の場の調整を行っています。

配布しました資料を見ていただいてもわかるように、関係自治会の理解は十分ではない状況ですので、今後丁寧な説明を重ねて、少しでも理解が深まるよう努めたいと考えております。

その後に、当初予定していたとおり7月中には、審議会の答申をいただき、その答申を受けて、具体的な事務局案を作成し、教育委員会で委員の皆様にご議論いただきたいと思いますと考えております。以上、教育部からの報告とさせていただきます。

教育長

続いて、こども未来部長から報告をお願いします。

こども未来部長

皆様、おはようございます。

今年度、こども未来部の部長を拝命しました、坂田でございます。

こども未来部も新年度新たな顔ぶれで、子育て家庭への支援施策の充実に向け取り組んでまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に幼児施設の入園式について報告いたします。子どもたちや保護者にとりまして成長を実感できる大切な行事でございますが、4月7日には公立認定こども園で、また、12日には公立幼稚園におきましてコロナ禍の状況ではございましたが、園ごとに工夫を凝らしながら、全ての園で実施しております。

入園児が園生活に慣れ、集団生活の楽しさを感じられるような保育・教育に努めてまいりたいと考えているところです。

次に、新型コロナウイルスへの感染状況につきまして、報告をさせていただきます。

4月に入ってから、東近江市管内の保育関連施設で4件のクラスター事案が発生しております。その内2件が公立施設でございます。

いずれの施設も施設内の消毒等を行い、感染防止対策を徹底した上で再開しておりますが、後ほど、担当者から改めて説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、幼児施設の施設整備の状況についてでございますが、能登川地区の今後の人口増加に伴い、令和3年度に、認定こども園設置運営事業者の公募を行ってまいりましたが、事業者の決定には至りませんでした。本年度、改めて公募方法等を再考し、できるだけ早期に事業が実施できるように進めてまいりたいと考えております。このことにつきましても、後ほど

こども未来部長	担当者から説明させていただきます。 また、こども未来部では、令和2年度に「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりを推進しておりますが、本年度は中間見直しの時期となっています。この3箇年を振り返り検証し、実態に即した計画となるよう修正し、計画実施を進めて参りたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。 以上、御挨拶及び部長報告とさせていただきます。
教育長	ありがとうございました。何か御質問などあればお伺いします。
篠原教育長職務代理者	教育長のお話で、市の特別支援学級在籍者率が高かったということですが、理由はどのようなことが考えられますか。
管理監（学校教育担当）	東近江市の特別支援教育は、他市と比べ大変先進的であると考えていまして、就学相談をされる方とかもいらっしゃいますし、丁寧であるということが言えると思います。
篠原教育長職務代理者	丁寧であるということは、他の市町村と比べて何か丁寧な部分があるということですか。
管理監（学校教育担当）	発達障害の種類はいろいろありますが、その辺をしっかりと見ていただいているということです。
教育長	他市との違いで、特にあるのは就学相談というのを学校単位で実施している市町があるようです。東近江市の場合は、協議会で班を組んで同じような目線で判定をしているのですが、それぞれの学校がやっていると、ばらつきが出てくることが他市町では起こっていることは聞いています。 ただ今話を聞いていると、東近江市は丁寧にやっているから、たくさん抱えているという話につながりますが、決してそうは言えない。何が要因かということは正直わからないのです。特別支援学級に入っている児童は多いのですが、入っていない通常学級の中にも課題がある児童が一定数いる。その児童には指導計画がそれぞれ個別にある。その数も比較的多く、なかなか要因というのも難しい。 多いのは知的学級と自情学級ですが、知的も自情も増えており、なかなか分析が難しい状況です。
沖田委員	地域性とか家族構成とか踏み込んだ分析はしていますか。
管理監（学校教育担当）	市長部局との会議で話はしましたが、法律であるとか、虐待でありますとか、そのようなケースを比較しましたが突出しているものが、なかなか数字としては出ていない。 ただ、特別支援学級の数結構突出しているということです。
教育長	明日、県の副知事が東近江市に来られます。御園小学校ですが、虐待や特別支援の状況を

教育長	調査、把握に来られます。実数としては非常に多いということで、それはなぜかということではなくて、そのようなケースにしっかりとした手立てを講じる必要があるということを伝えたいと思います。
青地委員	私が思うには、入級するためには保護者の理解、地域の理解、もちろん学校の理解、これら全てが一体になっていないと、そこに摩擦が出る。せっかく声を掛けてもらっても入級できないという保護者もあります。そういう意味では、みなさんの特別支援教育に対する理解が全体に深まって広がっているのが、東近江市ではないかなと私自身はそう捉えています。
教育長	他にございませんか。
山本委員	教育部長の報告で、通学区域の審議会ですが、令和6年度から一斉に転校するのを、随時変更していくというのは地元からの意見ですか、それとも柔軟な考え方があるというのか、もう一度教えていただけますか。
教育部長	地元への説明会に行った時の意見の中で、在校生まで一斉に変わることは負担が大きい、できたら一年生から順次移行するほうが、負担は軽いのではという意見がいくつかありましたので、事務局で検討しまして一斉に動かなくても、今の能登川南小学校のキャパが耐えられるのかを検討しまして、一年生から順次移行してもいけそうな状況ですので、その辺を弾力的にしていこうと検討しています。
山本委員	わかりました、ありがとうございます。
教育長	一番の課題は転校ということで、基本的にはそのようなことを了承しながら、地域の方の御理解をいただきたいと思っていますし、この資料を御覧いただいて、またあらためて説明させていただくのは、答申が出た段階でこういう議論になりましたという報告をさせていただけると思いますので、これから地元にも入らせていただいて、今回基本的な考え方を整理しましたので、その説明をした上で審議会において再度議論いただき、答申をいただこうと思っています。答申をいただいた後、さらに地元に入って細部にわたって、細かい部分もありますので、その辺を踏まえて最終的に教育委員会に提案させていただきますので、よろしくをお願いします。 よろしいでしょうか、それでは議案に移ります。 議案第8号東近江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、教育総務課から説明をお願いします。 (教育総務課から説明) それでは、教育総務課から議案の説明をいたします。 議案第8号東近江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定については、令和4年4月1日付け人事異動に伴い、組織及び分掌事務の一部を改正する必要があるものです。新旧対照表を御覧ください。 第2条中、「教育総務課 教育総務係」を「教育総務課 教育総務係 教育施設係」に改

管理監（教育総務担当）	め、「教育施設課 教育施設係」は削り、「学校教育課 学校教育係 校務支援係」は「学校教育課 学校教育指導係 教職員係」に改め、新たに「校務支援室」を追加します。 第3条の表教育総務課 教育総務係の項中（18）就学援助費及び特別支援教育就学奨励費に関することを削り、項を順に繰り上げ、新たに教育施設係を加え、項は教育施設課教育施設係の項を加えます。 同じく第3条の表教育施設課 教育施設係を削り、同表の学校教育課 学校教育係を学校教育指導係と改め、項中（3）学校保健に関すること、（7）学校の予算執行及び経理に関すること、（9）教職員の褒賞及び表彰に関すること、（10）教職員の人事、給与、服務及び研修に関すること、（11）教職員の福利厚生及び労働衛生に関すること、（12）教職員団体に関することを削り、項を順に繰り上げます。同部に、教職員係を追加し、学校教育係から削った、教職員の褒賞及び表彰に関することを（1）、教職員の人事、給与、服務及び研修に関することを（2）、教職員の福利厚生及び労働衛生に関することを（3）、教職員団体に関することを（4）として追加します。同部の校務支援係を削り、新たに、校務支援室を追加し、校務支援室の項に、校務支援係の項と学校教育係で削った、就学援助費及び特別支援教育奨励費に関することを（6）、学校保健に関することを（7）として追加します。 第5条の表、室長の組織に、校務支援室を加え、職に「室長補佐」、組織に「校務支援室」、職務に「室長を補佐し、所属職員を指揮監督する」を加え、同表、主幹の組織を「必要と認める課（室）」に改めます。 この規則は、公布の日から施行し、改正後の東近江市教育委員会事務局組織規則の規定は、令和4年4月1日から適用します。御審議よろしくをお願いします。
教育長	説明が終わりました。質問がありましたらよろしくお願いします。
青地委員	第5条の部分ですが、以前は次長がいらっしゃいましたが、今年度は理事に変わっているということで理解しておけばよろしいでしょうか。
管理監（教育総務担当）	はい、理事が次長を兼務しているということです。
青地委員	次長職ということではないのですね。
管理監（教育総務担当）	専任ではありませんが、理事が次長を兼務しているということです。
教育長	よろしいでしょうか、それでは議案第8号について承認いただくことでよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	それでは議案第8号東近江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定に

教育長	については原案どおり承認いたします。 続きまして、議案第 9 号東近江市学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則の制定について担当から説明をお願いします。
管理監（教育総務担当）	（教育総務課から説明） それでは説明させていただきます。 議案第 9 号東近江市学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則の制定については、東近江市立聖徳中学校の運動場照明設備撤去に伴い、本市教育委員会規則の一部を改正する必要があるものです。 新旧対照表を御覧ください。 別表中「聖徳中学校（運動場を除く。）を「聖徳中学校」に改め、同表聖徳中学校の運動場の項を削ります。 この規則は、公布の日から施行し、改正後の東近江市学校体育施設開放条例施行規則の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用します。御審議よろしくをお願いします。
教育長	説明は終わりました。御意見、御質問はございませんか。 はい、それでは議案第 9 号について承認いただけますでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	ありがとうございます。それでは、議案第 9 号東近江市学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則の制定については原案どおり承認いたします。 続きまして、議案第 10 号東近江市子ども読書活動推進計画第 4 次計画策定委員会に関する要綱の制定について、担当から説明をお願いします。
生涯学習課長	（生涯学習課から説明） 議案第 10 号東近江市子ども読書推進計画第 4 次計画策定委員会に関する要綱の制定について説明いたします。 提案理由ですが、現在の東近江市子ども読書推進計画第 3 次計画が策定から 4 年が経過し、今年度最終年度となります。 令和 4 年度中に東近江市子ども読書推進計画第 4 次計画を策定するに当たり、同計画の策定委員会の組織の設置及び運営に関し必要な事項を定める必要がありますので、本議案を提出するものです。 要綱の内容について、概要を説明させていただきます。 第 1 条は、趣旨。第 2 条は、所掌事務について記載しております。第 3 条は、委員会の組織についてですが、この委員会の委員は 15 人以内とし、ここに掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命するとします。(1)学識経験者、(2)子ども読書ボランティア、(3)学校教育関係者、(4)幼児教育関係者、(5)図書館関係者、(6)社会教育関係者、(7)その他教育長が必要と認める者とします。 第 4 条任期は、計画策定の日までとします。第 5 条は、委員長及び副委員長について、その選任や職務について定め、第 6 条は会議について記載しています。第 7 条（事務局）につ

生涯学習課長	いてですが、策定委員会の事務局は、教育委員会事務局学校教育課、生涯学習課及び図書館で組織し、幹事課を生涯学習課とします。 附則には、「施行期間」及び「招集の特例」を記載しております。 以上、議案の説明とさせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。
教育長	説明は終わりました。御意見、御質問はございませんか。
山本委員	図書館長から説明されるのかと思いましたが、事務局の幹事課を生涯学習課がされるということで要綱に基づいていると思うのですが、普通一般的に策定委員会を担当するのは図書館ではないかなと思うのですが、どのような理由でこうなっているのか教えていただけますか。
八日市図書館長	子どもの読書活動の推進に関する法律の中では、地方公共団体は学校、図書館、関係団体、民間団体との連携強化、必要な体制の整備に努めると規定されており、各自治体は学校や図書館と一緒に取組を進めることとなっています。 ややもすると「読書活動」というと、日常的に本を扱っている図書館がメインというイメージを持たれますが、子ども読書活動推進を確実に効果的に進めるためには公共図書館という領域を超えた幅広い視点でそのことを捉えることが重要であると考えており、地域や家庭、学校、園そして図書館といった様々な場面での連携と多面的な取組を行うことが大事なことであると思っています。 子ども読書推進については今説明しましたとおり、幅広い視点でかつ多面的な取り組みを進める必要があることから現状、生涯学習課主管の体制となっていますが、図書館といたしましては今後も引き続き学校教育課も含めしっかり関わりを持ちながら互いに連携を密にし取組を進めてまいりたいと考えています。
山本委員	三つの課で連携を密にしてやってください。
教育長	他にございませんか。 それでは議案第 10 号について承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	議案第 10 号東近江市子ども読書推進計画第 4 次計画策定委員会に関する要綱の制定については原案どおり承認いたします。 続きまして、議案第 11 号東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について、担当から説明をお願いします。
生涯学習課長	(生涯学習課から説明) 続きまして、議案第 11 号地域学校協働活動推進員の委嘱についてですが、3 月の定例教育委員会で提案させていただいた議案の追加分となります。 社会教育法第 9 条の 7 第 1 項及び東近江市地域学校協働活動推進員要綱第 4 条の規定に

生涯学習課長	基づき、委嘱させていただくものです。未定となっていた八日市南小学校ですが、この度、学校長から宮下治彦さんを推薦していただきました。 宮下さんは、元教職員で現在、コミュニティセンターの館長を務められています。 推進員の任期は、令和4年5月1日から令和5年3月31日までです。 御審議よろしく願いいたします。
教育長	説明は終わりました、御質問があればお願いします。 それでは議案第11号について承認いただけますでしょうか。
各委員	(異議なし)
教育長	それでは、議案第11号東近江市地域学校協働活動推進員の委嘱について原案どおり承認とします。 以上、議案について4件終了させていただきます。 続きまして、報告事項に移ります。まずは、東近江市奨学金貸付審査委員会委員の任命について、教育総務課から説明をお願いします。
管理監（教育総務担当）	(教育総務課から説明) 東近江市奨学金貸付審査委員会委員の任命について、御報告いたします。 資料として添付しております要綱の第3条におきまして、審査委員会の委員が次に掲げる者のうちから東近江市教育委員会が任命するとなっております。(1) 教育長、(2) 教育部長、(3) 学校教育課長、(4) 中学校長代表者、(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者となっており、委員の名簿を付けております。(1) から(4) に該当する者につきましては、職位として決まっているものですが、(5) につきましては、私自身のことでありますが、事務局として、例年、教育総務課長が入っているものです。奨学金については適正に貸付審査をしてまいりたいと思っています。 令和3年度では、一般の奨学金の新規が3名、継続が3名、医学生では新規が1名、継続が3名でした。今年度も既に、一般奨学金に2名の申し込みがありました。説明は以上です。
教育長	ありがとうございます。何か御質問はありますか。 よろしいですか、それではこのような形で進めていきますので、よろしくお願いします。 続きまして、福祉教育こども常任委員会協議会の報告について教育委員会から、よろしくお願いします。
教育部理事	(教育部理事から説明) 教育部理事の沢田です。よろしくお願いします。それでは、4月12日に開催されました、福祉教育こども常任委員会協議会の報告について、教育部からさせていただきます。 案件としては、その他案件ということで、小中学校での新型コロナウイルス感染症への対応の一点について報告させていただきました。資料については2枚用意しております。 まず一枚目は、市内小中学校の新型コロナウイルス感染症の陽性者の状況です。第6波が始まりました1月からの毎月の推移について記載しております。ただこちらは12日に常任

教育部理事

委員会協議会がありましたので、4月8日時点での数字となっております。

ちなみに4月25日現在の数字につきましては、小学校で合計119名、中学校44名で総計163名となっております。いずれも2月、3月と比べますと緩やかではありますが沈静化の傾向にあると読み取れるかなと思っております。

続きまして、2枚目でございます。2枚目の資料は陽性者確認からイベントベースサーベイランス事業によるPCR検査の流れについての資料であります。これは学校における疫学調査の新しい制度を導入したことの報告であります。

これまで児童生徒が陽性者となった場合は保健所による疫学調査が実施されまして、その中で濃厚接触者や新たな陽性者を特定する流れで感染対策を実施してきました。

基本的な流れは変わりありませんが、感染者の増加に伴いまして保健所の疫学調査に遅れが出ていることから、迅速に陽性者を特定しまして学校内での感染拡大を防止するために、イベントベースサーベイランス事業を実施しているところです。

イベントベースサーベイランスを略してEBSと言わせていただきます。このEBS事業につきましては、昨年9月に滋賀県がクラスターの発生を早期検知し介入するために制度化された事業でして、これまで高齢者施設や学校等の集団生活を行う施設等において、陽性者や一定の症状のある方が発見された場合、疫学調査を行わず、その集団全体にPCR検査を実施する事業です。

東近江市の運用としましては、資料の1から9までの流れで運用していますが、どのような基準でEBSを実施するのかというところを4番に記載させていただいております。

4番で波線のアンダーラインの部分、直近1週間におけるクラス内において①児童生徒が発症し、陽性となったが感染源が特定できない場合に該当する陽性者が3名以上の場合、そのクラス全員のPCR検査を実施することでEBS事業を実施しているところです。

特に感染拡大が顕著になりました、今年3月からこの制度を導入しまして、これまで3小学校においてEBS事業を実施して感染拡大の防止に努めてきたところです。

この資料の裏面には、判断基準のフローやEBSの概要を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。以上、簡単ですが教育部からの報告とさせていただきます。

教育長

はい、ありがとうございました。ただ今のコロナウイルス感染症に関する報告について、御質問等があればお願いします。

篠原教育長職務代理者

情報があるかどうかですが、感染された子どもさんの中で重症化されたとか、今も学校に登校できないといった方はいらっしゃいますか。

教育部理事

学校からの報告によりますと、少なくとも4月以降重症者はありません。3割ぐらいが無症状、症状がある方も1日2日の発熱で元気にされている。ただ隔離期間が10日ありますので、その間は学校に出てこられない状況で重症化したケースは1件も聞いておりません。

教育長

はい、ありがとうございます。それではよろしいでしょうか。

それでは、こども未来部からお願いします。

こども政策課長	(こども政策課から説明) こども政策課の小椋です。よろしくお願いします。それでは、令和4年度こどもの家(学童保育所)入所児童数及び待機児童数の状況を説明させていただきます。令和4年4月1日現在の学童保育所数は、22施設38クラブとなっております。 入所児童数は令和4年4月1日現在、合計が1,547名となっており、昨年度の同時期より2名減少しています。待機児童数は令和4年4月1日現在、合計が49名となっており、昨年度より31名増加しています。待機児童数については、申込期間以降の申し込み分も含んでおり、増加している状況です。 こうしたことから、指導員の確保と学校施設等の活用を促進し、待機児童解消に向けて取り組んでいるところです。以上で、説明を終わります。
幼児課長	(幼児課から説明) 幼児課長の増井です。よろしくお願いします。 市内認定こども園など幼児施設の「地区別待機児童数」を説明させていただきます。資料は、A4縦置きの「幼児施設 地区別待機児童数」です。 待機児童数は、令和4年4月1日現在、八日市地区15名、永源寺地区3名、愛東地区1名、能登川地区8名、合計27名となっており、昨年度より1名増加しています。 年齢別に見ますと、0歳児が1名、1歳児が最も多く16名、2歳児が3名、3歳児が4人、4歳児が3名となっています。 申込数ですが、5月1日以降の入所申込も含めてですが、令和3年度は3,161名、令和4年度は3,198名で37名増加となりました。 説明は以上となります。
教育長	ありがとうございました。御質問等あればお願いします。 まず学童ですが、指導員の確保と学校施設等の利用促進と言われたのですが、具体的にはそれぞれどちらですか。
こども政策課長	待機児童を解消していくためには、施設そして指導員も不足していますので並行して取り組んでいかなければならないと考えております。
教育長	例えば、御園の場合は施設のキャパが不足しているのか、それとも指導員が不足しているのか教えてもらえますか。
こども政策課長	御園ですが、待機児童については、退所があれば順次入所していくということです。 八日市南につきましては、順次待機児童は解消しているところですが、学校現場とも学校施設の活用について話をしまして待機児童を減らしていきたいと考えております。 五個荘につきましては、今年度から五個荘小学校の一部日本語教室をお借りして待機児童の解消に努めていきたいと考えていますが、今指導員が不足していますので、募集をしているところです。
教育長	私が知りたいのは、施設のキャパが不足しているので学校施設を活用したいと考えている

教育長	ところがあるかどうか。例えば五個荘ではキャパの不足ということだったので、協議をして教室を整えたのにもかかわらず、指導員が不足しているので待機児童が発生していますという説明になると思いますが、他の学童は同様の話なのか、学校の施設が必要なのか、どうですかということです。
こども政策課長	八日市南、五個荘は指導員が不足していますので、募集をしているということですが。他の学童は順次退所があれば入所していただけます。
教育長	退所があれば入れるということは、退所がなければ入れないということだと思いますが、その理由はキャパの問題か指導員の問題かどちらですか。要因はこの二つだと思いますが、どうですか。
こども政策課長	キャパの不足もあります。今のところは学校の教室を使わせていただいて、協力をいただきながら努めていきたいと考えています。
こども未来部長	現状では、教育長が言われますように五個荘については指導員が不足している、部屋の確保は学校に協力いただいていますので、指導員が見つければ何とかなっていると思っています。 他の学童については、現場からは受け入れられるだけの数を受け入れていただいている状況です。コロナ禍で、もう少し入れる状況であっても密になるということで、現場からはもう入れることはできないということもありますので、他の学童については何らかの方法を検討せざるを得ないという状況です。 ただ、少しオーバーしているという状況がありますので、その中で新しい施設がいつか、そこまでは必要ないということもありますので、これから少子化の中、どこまで増えるのかという見通しの中で検討していく必要があると思っております。
教育長	できるだけ協力していきたいと思いますので、情報共有を十分していただきたいと思います。それと、幼児施設については3歳児、4歳児で待機が出るというのは、よくわからないのですが、これはどんな理由がありますか。
幼児課長	八日市地区の3歳児、4歳児について、3歳児については空きがあるのですが定職活動をされていて必要性が低い方がある中で、5月1日以降の入所に点数の高い方、必要性の高い方がいるので枠を取っているということがあります。4歳児の方については兄弟がいらっしゃる、下の子どもさんが入所できないので同じように入れなくなった方がいます。
教育長	そんなことはあるのですか。下の子が入れないから上の子もいいですと、入れない選択をされたということではないのですね。
幼児課長	資料にあるのは、待機申請をされている方です。待っていますと申請している方ですので家で待つことを選ばれたのではないです。
教育長	これは、1号認定ということですか。

幼児課長	はい、3歳児4歳児については1号認定ということです。
教育長	3歳児の4人、4歳児の3人は1号認定ということですね。
幼児課長	そうですね、この7人の内6人は1号認定ですが、お一人については支援が必要な方で4月1日現在では待っていただいています。
青地委員	基本的なシステムについての質問ですが、先ほどから出ていた学童の退所というのがありますね。退所というのは保護者からやめますという声が入ってくるという受け止め方でよかったですか。
こども政策課長	はい、そうです。
青地委員	それは、いつでもいいのですね。
こども政策課長	そうです。
青地委員	その退所があれば、待機の方が入れるということを説明されていたのですね。 それと、あとからの申請があったということも言われていたのですが、申請は一応期間を区切っておられたと思うのですが、その後いろいろな状況の中で申請が出ると思うのですが、そうすると毎月毎月あとからの申請はあるのですか。逆に言えばいつでも申請をしてもいいのですか。
こども政策課長	申請は、年1回、昨年ですと10月18日から11月8日までの期間を設けて募集をさせてもらいました。その後に入所の申請があったということです。
青地委員	保護者からすれば出るのはいつでもいいけれど、入る方はもう申請ができないと捉えたらいいのですか。教えてください。
こども政策課長補佐	こども政策課の小林です。入る方については一応期間を設けています。退所についてはもちろんいつ退所してもいいのですが、入所の申請についても申込期間後にしていただくのは自由ですので、年度途中で申込みしていただくことも可能です。 ただし、当初の申込期間で申込者数が各施設の受入人数を上回ってしまいますと、その後に申込みをされると待機にまわっていただくということになります。
青地委員	いわゆるキャンセル待ちということになるのですね。

こども政策課 長補佐	そうです。
教育長	もう一点、夏休みだけ入りたいから、フルに申込みをされている方があるということ聞いたのですが、実態としてはどうですか。
こども政策課 長	夏休み期間につきましては、学童保育所に来られる児童もありますし、児童センターと言いまして社会福祉協議会でも夏休み期間に居場所づくりを実施されています。そういった事業もやっています。
教育長	そのような人がいますかということをお聞かせいただきたいです。そのような人があるなら対応策が必要かなということです。
こども政策課 長補佐	今の話ですが、数年前までは夏休みに居られる場所があれば、学童保育所に入らなくてもというお声も運営主体さんを通じて聞いていたことがあったのですが、今実際に入所不承諾になっている方、その前に入所できるか、不承諾になるかをどのように決めているのかという点ですが、入所選考基準は運営主体、運営する側で設けておられ、基準として例えば親の就労時間であるとか、児童の学年でありますとか、ひとり親家庭であるとか、そういったことを点数化しまして、入所選考基準に基づいて審査されています。それを見ていると最近では学年が高学年なので不承諾になるのですが、保護者の就労がフルタイムであるということが多く感じられます。また、今年度思っていますのが、課長が今申し上げましたように、児童センターで夏休みの居場所づくり事業を継続して実施する予定ですが、学童保育所で待機児童になっていらっしゃる方に、児童センターの募集を始める時に案内チラシを配布して、実際どのくらい申込みをされるのかということも検証していけたらと思っております。
教育長	夏休みだけ入れたらいいなという思いを持った方が、フル期間学童を利用しているということは、あまり見受けられなくなったという理解でいいですね。
こども政策課 長補佐	感覚としてはそうですが、一概には言えません。
教育長	そのような事例があるなら、夏休み期間だけ学校施設を利用する形で対応すればいいですねと、そのように対応できる学校がいくつかあるので、支援員についても以前休校期間中、学校の支援員が対応するという協力体制を組んでやってきたという実績があるので、そのような形でも組めないことはないと思っていたので、そのような事例があれば対応できなくはないと考えていましたので、聞かせてもらいました。
こども政策課 長	ありがとうございます。夏休みの対応は考えていきたいと思います。

こども未来部長	今ほどの夏休みの件については、こども未来部でも検討を進めていますが、そういった方がいるかいないかですと、若干名はおられると思います。たくさんおられるかどうかという把握できていないですが、学童の申込みが10月にあるので、夏休みだけなら確実に入れるということであれば、学童の申込みをせずにそのような選択をされることはあるかと思いますが、どうしても担保が取れないので先に学童の申込みをされるということがありますし、以前は夏休みだけ、あるいは学童に入れなくてもいけるという声もありましたが、そういった方が最近では減っている傾向にあるという分析を今はしていますので、どのくらいおられるかは正確に把握できていない状況です。
篠原教育長職務代理者	五個荘の待機児童の件ですが、学童の組織というのは東近江市全体で一つですか。
教育長	五個荘の運営はどこがされていますか。
こども政策課長補佐	学童保育ネットワークです。
篠原教育長職務代理者	いくつかの学童が一緒にされているのですね。
教育長	そうです、いくつかの学童が一緒になってネットワークを作っているということです。
篠原教育長職務代理者	ということは、募集もネットワーク全体でされているのですか。 どこから指導員をまわせるという状況ではないのですね。
こども政策課長	そうですね。目一杯の状況で運営していただいております。
篠原教育長職務代理者	それは職員の方だけではなくて、アルバイトの方もいらっしゃると思うのですが、それでも足りないということですか。
こども政策課長	アルバイトの方を雇用しても、すぐに辞められる状況が続いていますので、やはり長期的に正職員として来ていただける方を募集している状況です。
教育長	はい、それでは次にこどもの家（学童保育所）における新型コロナウイルスの感染状況について説明をお願いします。
こども政策課長	（こども政策課から説明） 学童保育所における新型コロナウイルス感染症の集団感染（クラスター）の発生について報告いたします。 市内学童保育所におきまして、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生いたしました

こども政策課 長	た。最初に、1の集団感染までの経過につきましては、4月2日に児童1名、指導員2名の陽性者3名を確認し東近江保健所へ報告を行い、4月3日には、保健所から陽性者3名の状況から感染拡大の可能性があることで、3月30日、31日、4月1日に施設利用された児童、指導員へのPCR検査の指示がありました。 利用対象児童につきましては73名、指導員12名 合計85名の検査実施に向け、保護者への連絡と検査準備を行い、4月4日（月）に検査を実施しました。 4月5日には、体調不良で独自に検査された児童6名から陽性と確認され、また、4月4日に実施しましたPCR検査の結果が4月6日に届き、児童11名、指導者1名が陽性者となり、累計で児童18名、指導員3名、合計21名となり集団感染クラスターであると連絡を受けました。 次に、2のPCR検査対象者及び陽性者の状況につきまして、学年別に表していますので、御参照ください。3の公表日につきましては、県が4月8日で公表したことを受けまして、市も同日に公表をいたしました。4の施設の状況についてですが、4月2日に陽性者が確認されたことで、学童保育所を臨時閉鎖し施設内の消毒を行いました。指導員の回復状況から閉所期間は4月11日までとし、12日から開所しています。 最後に、5の感染防止対策につきまして、当該学童保育所は普段から感染予防のための換気、手洗い、マスクの着用など行っていますが、指導員と協議を行い、児童や指導員の感染予防の徹底をお願いしました。また他のクラブへも感染予防等の訪問調査を実施して、感染対策の確認及び指導を行っていきたいと考えています。以上で説明を終わります。
教育長	はい、ありがとうございます。何か御質問はございませんか。 続きまして能登川地域の認定こども園設置運営事業者の募集の結果について報告をお願いします。
幼児課長	（幼児課から説明） 能登川地域の認定こども園設置運営事業者の募集の結果について、御報告いたします。資料は特にございせん。 能登川地区における認定こども園設置運営事業者の募集については、12月16日に募集要項を公表し、本年2月28日に応募を締め切ったところ、3事業者から応募がありました。その後、3月23日に選考委員会を開催し、それぞれの事業者からの応募動機や運営方針、教育、保育内容、施設等整備計画に関する提案説明とその質疑応答の内容及び提出書類の審査を行いました。事業者の決定には至りませんでした。 今後の予定ですが、能登川地区における幼児施設の受け入れ態勢整備の必要性は変わらないと考えています。立地条件、仕様等を再度精査し、早急に方針を整えて対処してまいります。報告は以上です。
教育長	はい、何か御質問等があればお願いします。
山本委員	選考委員会はどのようにされたのですか。
幼児課長	プロポーザル方式で選考委員さんに点数を付けていただいたのですが、応募動機とか運営

幼児課長	方針、経営理念、運営内容、教育保育の内容、それから施設の整備計画、資金等の収支計画等で審査をしていただきました。総合的に点数を付けて評価をさせていただくのですが、採用という結果には至らなかったということです。
山本委員	再度募集をされても、その事業所はだめだということですね。
幼児課長	そういうことではないです。また応募いただくことについてお断りするものではないです。
山本委員	経営計画は変更されても、なかなか理念を変更されとかはないと思いますが。 見通しとしてはどうですか。必要性はあると明言されていますし、それが採択できていないというのは難しい面があると思いますが、見通しは明るい兆しはありますか。
幼児課長	まだ明かりは遠いところにあるかなとは思いますが、必要性はとても感じていますので、何とかしていきたいとは感じています。
山本委員	よろしくお願いします。
教育長	開所は何年を予定していますか。
幼児課長	令和7年4月1日までに開所していただきたいということで募集しています。
教育長	なかなか厳しいですね。
篠原教育長職務代理者	質問ですが、このような募集はどのような業者、どのような方が応募されるのですか。
幼児課長	先日させていただいた募集については、幼保連携型認定こども園ということで募集をしました。応募は設立予定の社会福祉法人でも構いませんので、認定こども園を運営する目的で社会福祉法人を設立するという場合でも応募していただけますので、そのような学校法人の方に応募いただきました。
教育長	よろしいでしょうか。はい、それでは以上で報告を終わらせていただきます。 その他としまして各課報告をお願いします。
各課報告	●教育委員会席順表（教育総務課） ●教育委員会関係緊急連絡名簿（教育総務課）【当日配付】 ●小中学校の修学旅行について（学校教育課）【当日配付】 ●教育しがNo.86（4月号）（学校教育課）【当日配付】 ●教育研究所だよりNo.223（教育研究所） ●報告事項（生涯学習課）

各課報告	●報告事項（図書館） ●保育関連施設のクラスターの発生について（幼児課）【資料なし】
教育長	各課からの報告は以上です。御意見や御質問はございませんでしょうか。 修学旅行はできるだけ早く、6月頃までに実施するように伝えましたが、伝えた時にはすでに今年度の計画は決まっていまして、春に計画をすれば、もし実施できない場合でも秋に実施ができるということもありますので、次年度はもう少し早く伝えたいと思います。 はい、以上でございます。全体を通して何か御意見等ございましたらお願いします。 よろしいですか。それでは次回の定例会ですが、5月25日（水）の午後1時30分から開催としていましたが、午後2時から市の防災会議が開催されることになりましたので、再度調整をさせていただきます。予定していました5月25日（水）の午前に変更したいと思いますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょうか。
各委員	（日程調整）
教育長	それでは、第5回定例会については5月22日（水）10時15分から開催しますのでよろしくお願いします。また、第6回定例会につきましては、6月22日（水）の午後、27日（月）、29日（水）の午後のいずれかで開催をしたいと思いますが、委員の皆様の御予定はいかがでしょうか。
各委員	（日程調整）
教育長	それでは、第6回定例会につきましては、6月22日（水）の午後1時30分から開催しますのでよろしくお願いします。
教育長	それでは、事務局から当面の日程について連絡があります。
事務局	（5月20日の滋賀県都市教育委員会連絡協議会定期総会について連絡）
教育長	それでは、以上をもちまして令和4年第4回教育委員会定例会を終了させていただきます、ありがとうございました。
会議終了	午後0時5分

会議録署名委員

会議録署名委員

教 育 長
